

中山間地域等直接支払交付金が 39集落協定に交付されました

中山間地域等直接支払交付金制度は、農業農村のもつ多面的機能の確保を図るため、耕作放棄地の発生防止、将来にわたり農業生産活動を持続することなどを目的に、関係者が一致協力して取り組む制度であり、交付金を受けるには集落協定を市と締結する必要があります。

○認定している集落協定の概要

集落協定数	交付対象農用地面積	交付金額
39集落	1,303,122㎡	9,715,606円

○対象要件

【対象地域】

市の農業振興地域内の農用地区域で1ha以上のまとまりをもった農用地

【対象農用地及び10a当たりの交付金】

区分	基準	交付金	
田	急傾斜	勾配が1/20以上	21,000円
	緩傾斜	勾配が1/100以上	8,000円
畑	急傾斜	勾配が15°以上	11,500円
	緩傾斜	勾配が8°以上	3,500円

※集落協定の内容によっては上記金額の8割が交付金となります。

【交付金の使用方法】

交付金は集落協定に定める水路、農道の管理、多面的機能を増進する活動（周辺林地の下草刈等）等共同取組活動の費用と、個人配分に分けることができます。

【交付期間】

平成22年度から平成26年度

※集落協定は5年間以上とします。

問 本庁 農林課農林畜産振興G

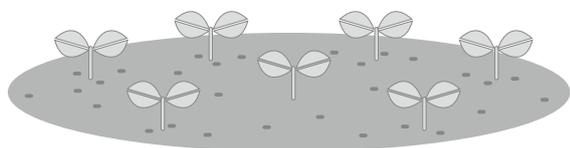
☎52-1111 内線 206

山支 経済建設課農林商工G ☎57-2121(代表)

美支 経済建設課農林商工G ☎58-2111(代表)

緒支 経済建設課農林商工G ☎56-2111(代表)

御支 経済建設課農林商工G ☎55-2111(代表)



平成25年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

○労働保険の年度更新は、6月1日から7月10日までの期間に申告していただくことになっています。

○労働保険料の納付について、平成23年度3期分より口座振替制度が開始されました。

※口座振替を希望する場合は、申請手続きが必要です。申請手続きを一度行えば、翌年以降も継続して口座振替により納付することができます。

【納付日】

納期	第1期	第2期	第3期
口座振替利用無の場合	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

※納付日が休日の場合は、翌営業日が納付日となります。

問 茨城労働局労働保険徴収室

(〒310-8511水戸市宮町1-8-31)

☎029-224-6213

または、各労働基準監督署・各公共職業安定所へお問い合わせください。

電波利用環境保護周知啓発強化期間6/1~10

「私は守ります。電波のルール」

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取り締まりを強化しています。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかします。

安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使いましょう。

問 関東総合通信局

●不法無線局による混信・妨害 ☎03-6238-1939

●テレビ・ラジオの受信障害 ☎03-6238-1945

●地上デジタル放送の受信相談 ☎03-6238-1944

